

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 中期目標

我が国における産業競争力強化とエネルギー安定供給の必要性の高まり、地球環境問題に対する国際的な取組の強化といった課題に対応するため、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)には、産業技術政策及び新エネルギー・省エネルギー政策の中核的实施機関として、以下の役割を担うことを期待する。

- ① 我が国産業競争力の源泉となる産業技術について、将来の産業において核となる技術シーズの発掘、産業競争力の基盤となるような中長期的プロジェクト、及び実用化開発までの各段階の研究開発を、産学官の総力を結集して高度なマネジメント能力を発揮しつつ実施することにより、新技術の市場化を図ること。
- ② 新エネルギー及び省エネルギー技術の開発と、実証試験、導入助成等の導入普及業務を積極的に展開することにより、新エネルギーの利用拡大と更なる省エネルギーを推進すること。さらに、国内事業で得られた知見を基に、海外における技術の実証等を推進することにより、エネルギーの安定供給と地球環境問題の解決に貢献すること。

これらの期待に応えるため、機構においては、国の産業技術政策・エネルギー政策・環境政策を踏まえ、また、全国的な産学官のネットワークを構築して国内外の技術動向、市場動向、産業界のニーズ、技術革新の態様等を調査・研究し、加えて、外部の専門家・有識者を活用した研究開発評価と業務評価を実施することにより、機動的・効果的・効率的に業務を実施することを求める。

また、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の規定に基づく排出削減単位、認証された排出削減量、割当量の一部(以下「クレジット」という。)を取得することにより、我が国の京都議定書第3条の規定に基づく約束の履行に寄与することを求める。

この他、平成13年度に終了した国内石炭政策の経過措置として位置づけられている石炭経過業務については、鉱害復旧業務の平成18年度までの完了を目指すとともに、他の業務についても計画的に実施することを求める。また、アルコール製造部門については、平成18年4月を目途とした特殊会社化に向けた準備を進めるとともに、その後の早期完全民営化に向け、平成18年3月末までを目途とした間、市場競争力と収益性を確保できるようその経営体質の強化を図ることを求める。

1. 中期目標の期間

中期目標の期間は、4年6ヶ月(平成15年10月～平成20年3月)とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

機構の業務運営に際しては、以下の各事項に関し具体的措置を講ずることにより、効率化を

図るものとする。

(1)機動的・効率的な組織

機動性・効率性が確保できるよう柔軟な組織を整備し、産学官からの優れた人材の登用を進めるとともに、常に時代の要請に対応した組織に的確に再編していくこととする。

(2)自己改革と外部評価の徹底

外部の専門家・有識者を活用すること等により、様々な観点から業務の内容及び方向性を評価し、その向上を図るとともに、無駄のない業務運営を行うものとする。

(3)職員の意欲向上と能力開発

個人の業績を多面的かつ客観的に評価し、その評価結果を処遇・人員配置に適切に反映し、職員の勤労意欲の向上を図る。また、業務を行う上で必要な研修の機会を設け、職員の能力開発を図るものとする。

特に、研究開発関連業務に従事する職員については、当該業務の中核を担う研究開発マネジメントの専門家を育成することを目指し、適切なキャリアパスの設定と能力開発を行うものとする。

(4)業務の電子化の推進

利用者への情報提供等の利便性の向上に係る業務及び内部管理業務について、分析及び体系的整理を行うとともに、経済産業省電子政府構築計画に基づき、これらの業務の最適化計画を作成する。

(5)外部能力の活用

費用対効果、専門性等の観点から、法人自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。

(6)省エネルギー及び省資源の推進と環境への配慮

環境に調和して持続的に発展可能な社会に適応するため、エネルギー及び資源の有効利用を図るものとする。

(7)業務の効率化

業務の効率化を進めることにより段階的に一般管理費(退職手当を除く。)を削減し、中期目標の期間の最後の事業年度において特殊法人比15%を上回る削減を達成する。

なお、人件費においては、行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)に基

づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。

事業については中期目標の期間の最後の事業年度において特殊法人比5%を上回る効率化を達成する。なお、上記効率化に向けた取組を進める一方で、産業技術政策及びエネルギー・環境政策の観点からの新たな要請に配慮する。既存事業については進捗状況を踏まえて不断の見直しを行う。

(8) 石炭経過業務の効率化に関する事項

業務の定形化を進め、業務運営の円滑化を図る。

(9) アルコール関連経過業務の効率化に関する事項

i) 業務運営の効率性について、特殊会社化までに十分な競争力を確保する。特に汎用的なアルコールについては、特殊会社化までに十分なコスト競争力を確保し、その成果を顧客に還元する。

ii) これらの実現に当たり、人員配置の最適化、組織機能の強化、物流・販売の拠点・手段の最適化を図るとともに、民業圧迫を回避しつつ、業務運営の効率化を実現するためにアルコール製造業務において必要な収入基盤の多様化を図る。

iii) 特殊会社は自由化市場において営業販売機能を有する必要があることにかんがみ、アルコール製造部門の営業販売機能の基盤整備を図る。

iv) 業務運営の状況を可能な限り数値として把握する等により、課題や問題点を顕在化・視覚化して職員に改善を促すとともに、確実に成果に結びつけるための仕組みづくりとその定着を図る。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 研究開発関連業務

機構は、我が国の産業競争力強化並びに新エネルギー開発及び省エネルギーの推進に貢献すべく、以下の基本方針の下、研究開発関連業務を推進するものとする。

i) 客観的な採択基準による選定

採択基準の策定においては、外部の専門家・有識者を活用し、例えば実用化を促進する業務については研究開発実施後の事業化計画が適切に策定されていること、中長期の大型のプロジェクトについては国際的競争水準から見て遜色のないテーマであるこ

と、産業投資特別会計から出資を受けて実施する業務については収益の可能性がある場合等に限定すること等、業務の目的に照らして適切な基準とする。採択審査においては、外部の専門家・有識者を活用するとともに、競争的資金供給先の不必要な重複、特定研究者への研究費の集中を排除する。

ii) 随時受付・複数回採択の実施等

提案公募型の業務では、優れた提案が速やかに研究開発の実施につながるよう、原則として、随時の応募受付と年間複数回の採択を実施することとし、採択時期によって研究期間に差がでないよう、適切な事業期間を確保する。また、公募に際しては、新規事業者を含め国内幅広く提案を募るため、地方での公募説明会を積極的に開催する。

iii) 複数年度契約の実施等

実施者にとっての研究開発への取り組みやすさに配慮し、必要に応じ複数年度の契約を実施すること等により、契約事務を大幅に合理化する。

iv) プロジェクトの事前評価の実施及びプロジェクト基本計画の策定

経済産業省が策定したプログラム基本計画等の目標を達成するため、プロジェクト毎に明確な達成目標を定量的に示したプロジェクト基本計画を策定する。プロジェクト基本計画の策定に際しては、産業界・学术界等の外部の専門家・有識者により可能な限り費用対効果の観点を含めたプロジェクトの事前評価を実施し、費用を上回る効果が見込まれるものに限定するなど、評価結果を反映させる。

v) 適切なマネジメントの実施

プロジェクト・採択案件の実施期間中は、進捗状況や国内外の研究開発動向等を踏まえて適切なマネジメントを行う。特に技術の進展の早い分野においては、極力柔軟かつ臨機応変なマネジメントを行う。また、プロジェクトのリーダーには、民間企業、大学及び公的研究機関等から優れた人材を選任し、機構のプロジェクトの管理責任者との権限を明確にすることで、機動的なマネジメント体制を構築する。加えて、プロジェクト等の成果の実用化を促進するために、研究開発、知的財産権取得及び標準化の一体的な推進を図る。

vi) 中間評価に基づくプロジェクト等の見直し

プロジェクト・採択案件の実施期間の途中で(特に5年以上の期間で実施する場合、3年目を目途として)、産業界・学术界等の外部の専門家・有識者による中間評価を実施し、その結果を基にプロジェクト等の加速化・縮小・中止等の見直しを行う。特に、評価結果が一定水準に満たないプロジェクト等については、原則として当該プロジェクト等を

中止する。見直しの際には、機構全体の研究開発戦略及び資源配分の観点から見直しを行う。

vii) 事後評価結果の向上

プロジェクト・採択案件の終了後、産業界・学术界等の外部の専門家・有識者により、数値化された指標を用いて事後評価を実施する。中長期・ハイリスクの研究開発については、達成すべき水準を中期計画に定め、達成に向けて評価結果の向上を図るとともに、結果を公表する。また、評価結果については以後のマネジメント業務の改善に反映させる。

viii) 研究開発成果の広報及び普及促進

プロジェクト・採択案件の研究開発成果については、産業界等における普及を促進するため、営業秘密に対して十分な配慮がなされるようガイドラインを策定し、様々な媒体を用いて積極的な情報発信を行う。また、委託事業におけるバイドール条項の適用比率を委託先の事情により適用できない場合等を除き100%とし、必要な範囲内で最大限研究開発成果の知的財産化を支援する。

ix) 国民に対する積極的な情報発信

プロジェクト・採択案件の研究開発成果及び外部の専門家・有識者による評価の結果について、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報発信を行う。プロジェクトについては、当該プロジェクトを実施するに至った経緯を含めて情報発信を行う。また、プロジェクト等の終了後、定期的に追跡調査を行い、研究開発の成果を基礎とした経済社会への貢献・影響について、計量的な手法を含めた評価を行うとともに、積極的な情報発信を行う。さらに、成果に関する定量的な指標として、技術シーズの発掘を目的とした大学・公的研究機関等の研究者に対する助成業務については査読済み論文の発表数、中長期的プロジェクトについては国内及び海外における特許出願数及び実用化を目的とする助成業務については実用化率に関し中期計画に定め、真に産業競争力の強化に資する質の高い研究開発成果を挙げることを目指す。加えて、バイドール条項の適用により委託先に帰属する特許権等について、企業化及び第三者への実施許諾の状況を公表する。

これらの情報発信においては、海外機関との連携強化に資するよう、英語による情報発信に努める。

x) 政策当局との連携

「科学技術基本計画」、「科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」、「エネルギー基本計画」、「京都議定書目標達成計画」、経済産業省が定める「プログラム基

本計画」等の施策、産学官連携に関する施策等の国の政策に沿って適切に業務を実施するため、政策当局と緊密な連携を図る。

x i) 技術動向に関する不断の情報収集・分析・発表

産学官のプロジェクト・コーディネーション、プロジェクトの目標設定、プロジェクト・採択案件の実施途中での見直しが正確な情報に基づき適切になされるよう、国内外の最新の技術動向について、不断の情報収集・分析・発表を行う。また、地域の技術動向を把握するため、地方の行政機関、大学、公的研究機関等と技術動向に関する情報交換を行う。

x ii) 研究開発マネジメントに関する研究の推進

最適なマネジメント体制の構築に向け、研究開発のマネジメントを行う内外の機関と業務の実施方法に関する情報交換を行うなど連携を強化するとともに、研究開発マネジメントに関する研究成果について、国内外の学会、専門誌等において積極的に発表する。

x iii) 産業技術人材養成の推進

産業技術の将来を担う創造性豊かな技術者・研究者を公的研究機関等の最先端の研究現場において研究開発等に携わらせること等を通じ、幅広い視野と経験を有し、技術シーズを迅速に実用化できる資質に優れた技術者等の養成を図る。

x iv) 技術経営力の強化に関する助言

研究開発の成果が経営の中で活用されるよう、これまで事業を通じて蓄積し、また今後さらに蓄積する、研究開発のテーマ選定及び遂行並びに成果の事業化に関する専門的知見を活用し、事業者に対し、研究開発の成果を経営において有効に活用するための効果的方策(研究開発マネジメント、テーマ選定、提携先の選定、経営における活用に向けた他の経営資源との組み合わせ等)の提案など技術経営力の強化に関する助言を積極的に行う。

【技術分野毎の目標】

産業競争力の強化、国民生活の向上等の観点から、以下の分野に対して特に重点を置き、優先的に研究開発を推進することとする。なお、国の政策動向に基づき重点化を行うとともに、技術の進捗、社会・経済情勢の変化を踏まえて課題の柔軟な見直しを行うものとする。

<1> ライフサイエンス分野

我が国で今後本格化する少子高齢社会において、健康で活力に満ちた安心できる生活を

実現するため、健康・医療基盤技術、生物機能を活用したプロセス技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

①健康・医療基盤技術

国民ひとりひとりが健康で安心して暮らせる社会を実現するため、テーラーメイド医療・予防医療や、画期的な新薬開発等の実現に必要な遺伝子やタンパク質等の生体分子の機能・構造解析等を推進する。また、バイオツール、バイオインフォマティクス等の分野における研究開発を推進する。さらに、疾病の早期発見、治療技術の高度化、社会参加支援機器等の開発を推進する。

②生物機能を活用した生産・処理・再資源化プロセス技術

循環型産業システムの実現に必要な技術基盤の構築を図るため、安全性の確保や生態系の保全を図りつつ、バイオプロセスによる生産・処理・再資源化プロセス技術や遺伝資源探索技術に関する研究開発を推進する。

<2> 情報通信分野

誰もが自由な情報の発信・共有を通じて、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となる高度な情報通信(IT)社会を実現するとともに、我が国経済の牽引役としての産業発展を促進するため、技術の多様性、技術革新の速さ、情報化に伴うエネルギー需要の増大といった状況も踏まえつつ、高度情報通信機器・デバイス基盤技術、新製造技術、ロボット技術、宇宙産業高度化基盤技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

①高度情報通信機器・デバイス基盤技術

IT社会に不可欠な高速大容量の処理が可能で、信頼性が高く、誰もが使いやすいコンピュータやネットワークの関連機器、これらを基盤から支える各種デバイス等を実現するため、高速大容量で多様なデータに対する処理能力や信頼性の向上等の高機能化に関する技術、相互接続性・運用性等の使いやすさの向上に関する技術、シリコン半導体に関する設計・材料・製造・実装等の技術、光通信・無線通信の高速化等に対応するための化合物半導体その他の電子・光デバイスや回路に関する技術、大量の情報を蓄積するための光・磁気等の記憶媒体に関する技術、情報通信機器にエネルギーを供給するための電源関連技術、人間との間のインターフェイスであるディスプレイ等の入出力デバイス技術等の開発を推進する。

②新製造技術【後掲】

③ロボット技術【後掲】

④宇宙産業高度化基盤技術

商業打上市場及び商業衛星市場への参入を可能とするため、ロケット及び衛星に係る基盤技術を開発するとともに、我が国宇宙開発利用の産業化を図るため、宇宙環境利用を促進するための基盤技術の開発を推進するものとする。

<3> 環境分野

健康の維持や生活環境の保全を図るとともに、将来に亘って生活基盤と産業基盤を両立させていくため、温暖化対策技術、3R関連技術、化学物質のリスク評価・管理技術、輸送系低環境負荷技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

①温暖化対策技術

エネルギー消費を抑制しつつ、持続的な経済成長を確保することを可能とするとともに、世界でトップクラスの温暖化対策技術によって国際競争力の確保を図るため、中期的に温室効果ガス削減に向けた二酸化炭素固定化・有効利用技術、長期的な視点に立脚した省エネルギー型社会の構築に向けた技術等の開発を推進する。

②3R関連技術

環境・資源制約を克服し、これを新たな成長の要因とする循環型経済社会システムを構築するため、2010年度までに、再利用率を一般廃棄物で24%、産業廃棄物で47%に、最終処分量を一般廃棄物、産業廃棄物とも半減(1997年度比)することを目標に、必要となる3R技術の開発を推進する。

③化学物質のリスク評価・管理技術

化学物質のリスクの総合的な評価を行いつつ、リスクを評価・管理するための技術体系を構築するため、化学物質のリスクに係る国民の理解増進のための基盤技術、国として必要な化学物質のライフサイクルにわたるリスクの総合的な評価管理手法、リスクの削減に資するプロセス・手法等の開発を推進する。

④固体高分子形燃料電池／水素エネルギー利用技術【後掲】

⑤次世代低公害車技術

低公害車の開発等により環境面における懸念を払拭するため、2010年において超低燃費でゼロ又はゼロに近い排出ガスレベルの次世代低公害車の普及等を目指し、燃料

面も含めた包括的な技術の開発を推進する。

⑥民間航空機基盤技術

航空機・エンジン等の国際共同開発への参画、並びに環境適合等の要請に対応した民間航空機及びエンジン開発への取組を通じた基盤技術力の強化を図るため、材料・構造・システム関連等の中核的要素技術の開発及び機体・エンジンの完成機技術の開発を推進する。

<4> ナノテクノロジー・材料分野

広範な科学技術の飛躍的な発展の基盤となる技術を確立するため、ナノテクノロジー、革新的部材創製技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

①ナノテクノロジー

物質のナノレベル制御により、物質の機能・特性の飛躍的向上や大幅な省エネルギー・環境負荷低減を実現することによって広範な産業技術分野に革新的な発展をもたらすため、超微細な物質構造を創製するプロセス技術・計測技術、物質機能を向上・維持する成形・加工・評価技術、並びに超微細構造制御機能の創製、加工及び計測に係る基礎・基盤的技術の開発を推進するとともに、得られたデータ、知識(既存の知識を含む。)を構造・機能・プロセスの視点から体系化し、広範な分野において活用可能な知的基盤を整備する。

②革新的部材創製技術

材料の高度化・高付加価値化を図るため、情報通信機器の小型化、高集積化及び省エネルギーを実現するマイクロ部材技術、機械部品等の高機能・高精度化等を革新的に向上させる材料プロセス技術、デバイス用材料等の研究生産システムを迅速化する技術等の開発を推進する。

<5> エネルギー分野

「安定供給の確保」、「環境への適合」及びこれらを十分配慮した上での「市場原理の活用」というエネルギー政策目標の同時達成を効率的に実現するため、新エネルギー技術、省エネルギー技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

①固体高分子形燃料電池／水素エネルギー利用技術

燃料電池自動車、定置用燃料電池等の早期の実用化・普及に向け、課題となる経済

性・効率性・耐久性等の基本性能を向上させるための技術開発や、燃料となる水素の安全性かつ経済的な利用を図るための技術開発を行う。また、技術を実証するための実証試験を行うとともに、基準・標準の整備等の実用化・普及に向けた基盤整備を行う。

②新エネルギー技術

2010年における長期エネルギー需給見通しの達成に資するため、太陽光、風力、バイオマス等の新エネルギーについて、課題となる経済性、出力安定性及び利用効率を向上させるための技術開発を推進するとともに、系統安定化に貢献する技術開発についても併せて推進する。さらに、一定レベルまで確立された技術について、性能や経済性の評価、普及啓発等に資するための実証試験を行うことにより、当該技術の更なる信頼性向上を図る。

③省エネルギー技術

2010年における長期エネルギー需給見通しの達成に資するため、2001年6月の総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会の報告を受け策定された「省エネルギー技術戦略」を踏まえ、エネルギー需要側の課題(技術ニーズ)を克服するための技術開発を戦略的に実施する。その際、技術の波及効果が大きく、特に応用側技術の省エネルギーに寄与するような技術開発に力点を置き、より投資効果の高い技術開発を推進する。また、エネルギーの使用の合理化に関する法律におけるトップランナー規制の実効性を高めるため、対象機器に関連した技術開発を推進する。

④環境調和型エネルギー技術

環境負荷を低減する石炭利用技術(クリーン・コール・テクノロジー)の開発等、環境に調和したエネルギーの技術開発を推進する。

また、エネルギー分野以外の分野の技術であっても、エネルギー分野に関連する技術にあつては、新エネルギー・省エネルギー政策も踏まえ、行うものとする。

<6> 新製造技術分野

我が国の生命線ともいべき経済力の源泉であり、我が国でしかできない高精度加工技術が存在する等世界的にも最高水準にある製造技術を更に高度化するとともに、こうした技術を幅広い産業分野に応用するため、新製造技術、ロボット技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

①新製造技術

我が国経済社会の基盤である製造業の競争力の維持・強化、新たな高付加価値産業

を生み出す環境の整備、省エネルギー部品の実現等のため、革新的プロセス技術の開発を推進するものとする。

②ロボット技術

我が国に蓄積されたロボット技術の活用範囲を家庭や福祉施設を含めた幅広い分野に拡大するため、ロボットに関する先端的要素技術等の開発を推進するものとする。

<7> 各分野の境界分野・融合分野及び関連分野

急速な知識の蓄積や新知見の獲得によって、異分野技術の融合や、新たな技術領域が現れることを踏まえ、上記のライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料等にまたがる分野、境界分野、標準化・知的基盤整備等について、機動性・柔軟性を持って研究開発を推進するものとする。

(2) 新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等

機構は、エネルギーの安定供給、地球環境問題等の解決に資するため、以下の基本方針の下、内外における新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務、石炭資源開発業務等を推進するものとする。

i) 新エネルギーの推進

太陽光、風力、廃棄物、バイオマス、水力、地熱等の新エネルギー等に関連する業務を通じ長期エネルギー需給見通しの達成に資するため、国が交付する補助金等の範囲内で効果的・効率的に新エネルギー導入普及業務等を行う。

ii) 省エネルギー等の推進

産業・民生(家庭・業務)・運輸部門における省エネルギーを推進するための業務を通じ長期エネルギー需給見通しの達成に資するため、また、資源の有効利用等を推進するため、国が交付する補助金等の範囲内で効果的・効率的に省エネルギー導入普及業務等を行う。

iii) 海外における実証業務等の推進

エネルギー・環境問題等の解決に資するため、我が国の知見や技術を活かし、技術の海外における実証業務等を国が交付する補助金等の範囲内で効果的・効率的に行う。

iv) 石炭資源開発業務の推進

民間企業の海外炭鉱開発等の支援、産炭国との共同の地質構造調査及び産炭国における炭鉱技術の向上のための技術移転等の石炭資源開発業務について、国が交付する

補助金等の範囲内で効果的・効率的に行う。

v) 技術開発等で得られた知見の活用等

効率的・効果的に新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等を実施するため、経済性、出力安定性及び利用効率を向上させるための技術開発、性能や経済性の評価、普及啓発等に資するための実証試験、実用化段階における初期需要の創出を図るための導入促進については、各ステージで得られた知見を次のステージに活用するとともに活用した結果得られた知見を、前のステージにフィードバックするなど、三位一体で推進する。

vi) 審査・交付決定の迅速化

助成業務については、公募時期の早期化、迅速な審査・交付決定を行うとともに、必要に応じて年複数回の公募を行う。

vii) 公募方法の統一化

助成業務については、横断的な統一マニュアルの策定により公募方法等を統一化するとともに、申請事務・確定事務等に係る民間の事務負担を極力軽減する。

viii) 業務内容の周知

助成業務の内容を広く周知するため、新聞・雑誌等を通じた情報発信を行う。

ix) 外部の専門家・有識者による評価

助成業務については、外部の専門家・有識者による審査・評価を実施する。また、助成先の公表を行う。

x) 業務成果の積極的な情報発信

新エネルギー・省エネルギー導入促進関連業務等の成果を含む情報の収集・把握に努め、その分析・整理を行い、ホームページ、ガイドブック等を通じた積極的な情報発信を行う。

(3) クレジット取得関連業務

機構は、京都議定書の約束達成に寄与するよう、クレジット取得に係る事業を取り巻く環境の変化等を踏まえながら、クレジット取得関連業務を実施する。その際、①リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮して取得すること、②地球規模での温暖化防止、途上国の持続可能な開発への支援を図ること、という観点を踏まえることが重要である。なお、政府のクレジット取得は、京都メカニズムに積極的に取り組む我が国民間事業者等の海外展開や我が国の優れた技術の国

際的な普及に資するものである。このため、以下の方針の下、京都議定書クレジット取得関連業務を実施する。

なお、3.(3)において「プロジェクト」とは、クリーン開発メカニズム(CDM)、共同実施(JI)又はグリーン投資スキーム(GIS)のいずれかに係るプロジェクトをいう。

i) 政策当局との連携

「京都議定書目標達成計画」に沿って適切に業務を実施する。その際、政策当局と緊密な連携をとる。

ii) 対象クレジット

CDM・JI・GISプロジェクトによるクレジットの取得に最大限努力する。

iii) 費用対効果を考えつつ必要な量のクレジットを確実に取得するための方法

リスクの低減を図りつつ、公平性、透明性の確保及び費用対効果を考慮して取得する観点から、クレジット取得に係る契約の相手先となる事業者等を原則公募するとともに、必要に応じて、クレジット代金の前払いの活用や期間が多年度(最大8年間)にわたる契約の締結を行う。優れた提案を速やかに採択できるよう、原則として随時の応募受付と速やかな審査・採否の決定を行う。

また、審査においてクレジットの価格、クレジット取得に伴うリスク等を適正に評価する体制を構築する。加えて、取得事業全体として取得に係る国や相手方の分散に努めるなど、クレジット取得に伴うリスクの低減を図る。

iv) 効率的かつ効果的な業務管理・運営の実施

クレジット取得に係る事業を取り巻く環境の変化等を踏まえて柔軟かつ適切に対応する体制とするとともに、個々のプロジェクトの進捗状況の把握、必要に応じた職員の能力向上、機構内の関係部門との連携等を行う。また将来のプロジェクトの案件形成において、有望なエネルギー・環境技術の活用の更なる拡大等を図る観点から、機構の関連する業務と連携する。これらにより、適切に効率的かつ効果的な業務管理・運営を実施する。

v) 環境影響等への配慮

クレジットの取得に当たっては、国際ルール等を踏まえ、クレジットを生成するプロジェクトに係る環境に与える影響及び地域住民に対する配慮を徹底する。

vi) 情報発信

クレジットの取得状況について、適切に情報発信を行う。

vii) 評価に基づく見直し

クレジット取得に係る事業について、毎年度、産業界・学术界等の外部の専門家・有識者による評価を実施し、その結果を基に必要な見直しを行う。

(4) 出資・貸付経過業務

株式の処分については、原則として本中期目標の期間中において処分を完了するものとする。ただし、株式の公開を目指す企業の株式については、公開時期、公開後の市況等を考慮して処分を行うものとする。

貸付金の回収については、回収額の最大化に向け、計画的に進めるものとする。

(5) 石炭経過業務

i) 貸付金償還業務

回収額の最大化に向け、個別債務者の状況に応じ、計画的に貸付金の回収を進める。

ii) 旧鉱区管理等業務

最終鉱業権者となっている旧鉱区等に係る管理等を適切に実施し、鉱害の未然防止等を図る。

iii) 鉱害復旧業務

復旧基本計画に従い、関係者の理解と協力を得つつ、計画に定められた復旧工事を平成18年度までを目途に可及的速やかに完了するよう努める。

(6) アルコール関連経過業務

i) 従来からのアルコールに加え、市場のニーズに応じたアルコールを新たに販売する。また、顧客サービスの向上、潜在的ユーザーの発掘、新規用途の開発、高付加価値化、市場ニーズを踏まえた製品開発などにより、アルコール販売量及び売上高を持続的に伸ばす。

ii) 顧客の視点に立った品質について十分な競争力を確保する。

iii) 顧客満足度の継続的向上を図り、顧客からのクレームがゼロとなる体制を構築する。

iv) アルコール販売部門は、一手購入販売機関として公平性・中立性を確保した運営を行う。

4. 財務内容の改善に関する事項

(1) 研究開発関連業務に関する事項

i) 研究開発の用に供した資産について、委託型プロジェクト終了後、他のプロジェクトへの利

活用を検討するとともに、利活用できない場合には、売却を行うものとする。

- ii) 産業投資特別会計から出資を受けて実施する業務については、採択時において収益の可能性のある場合等に限定するとともに、実施段階において必要に応じて収益改善に向けた取組を行うものとする。

(2) アルコール関連経過業務に関する事項

- i) 事業運営の安全性を確保するため、特殊会社化までに十分な手元流動性を確保する。
- ii) 長期的な事業運営の安定性を確保するため、特殊会社化までに固定比率を 100%未満とする。
- iii) 特殊会社化以降のできる限り早期の完全民営化を図るため、投資家の投資判断に資するよう、業務の運営状況等を定期的に公表する。

5. その他業務運営に関する重要な事項

- (1) 管理業務の合理化を図り、管理業務に関わる支出額(人件費)を抑制するものとする。
- (2) 資金の適切な使用(内部での予算執行、民間企業等への委託・助成等の全てを対象として)のため、コンプライアンス体制の構築等チェック機能の充実を図り、その適切な運用を行うものとする。